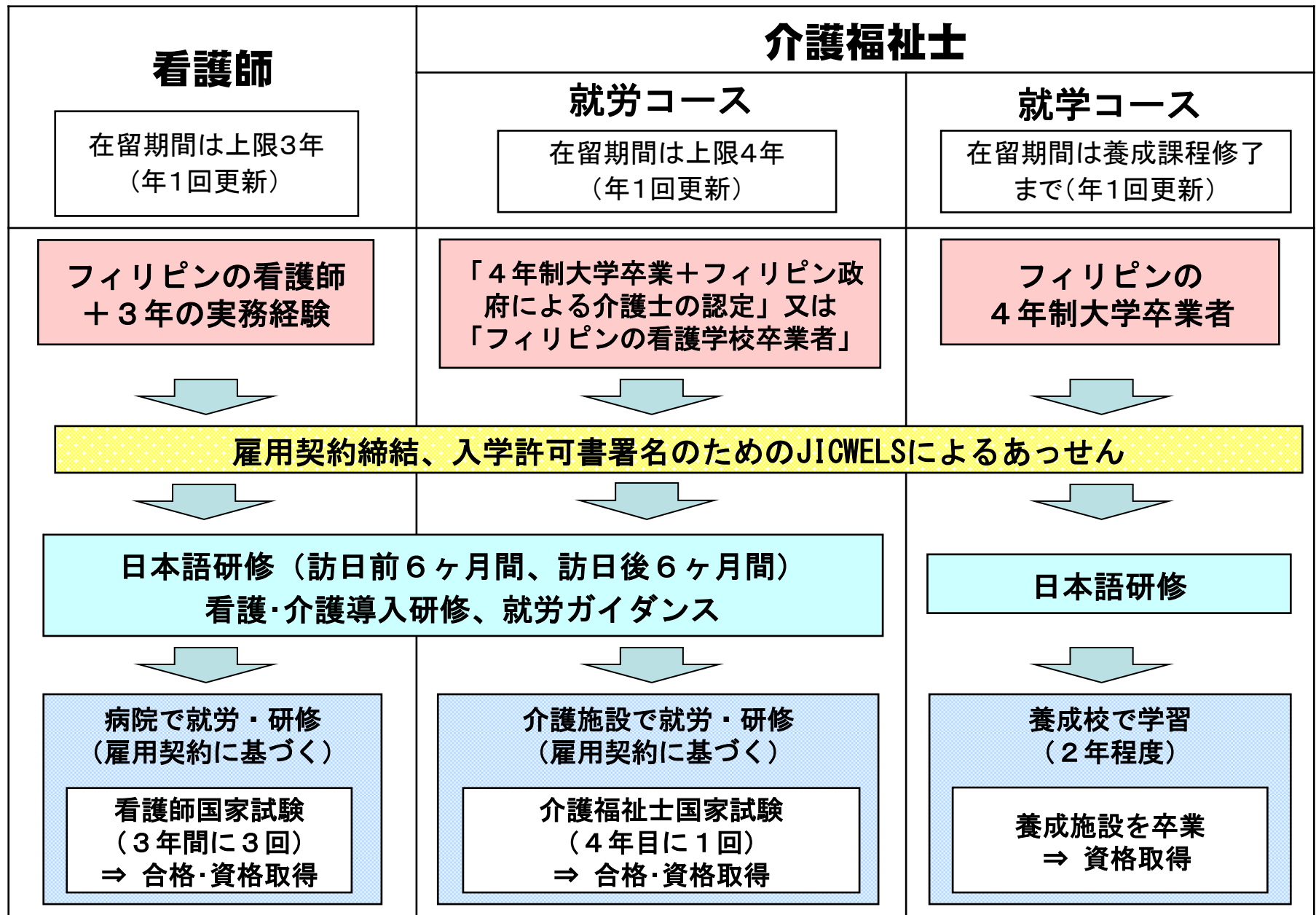


# 平成25年度入国者 看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※平成23年度以降、介護福祉士候補者の就学コースの受入れは実施されていない。

※期間内に資格を取得しなかった者は、期間満了を以て帰国する。

※国家資格の取得後は、看護師、介護福祉士として、引き続き滞在・就労が可能(更新あり、更新回数制限なし)。